

令和7年7月10日

我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

我孫子市農業委員会会長 三須清一

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日施行の改正農業委員会法では、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の新たな必須業務として位置づけされた。

我孫子市では、水稻を中心に露地野菜、施設園芸農業が行われているが、生産者の高齢化や担い手不足などにより農家1戸当たりの農業算出額が低く、農業経営を維持し発展させていくことが厳しい状況となっている。

このような状況の中、農業の生産性を維持し向上を図るためには、担い手の確保及び育成、地域計画に基づく担い手への農地利用の集積・集約等地域の実態に応じた取り組みが求められている。

こうした背景を踏まえ、農業生産基盤の維持強化を推進していくため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくよう、我孫子市農業委員会の指針として具体的な目標と取り組み方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証、見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

記

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

（1）遊休農地の現状と解消目標

① 市内の農地面積	1 2 5 3 ha
② 市内の遊休農地面積	3 3 ha
③ 解消目標面積	1. 5 ha

（2）遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- 1）千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に、各改良区と連携して遊休農地の解消を進める。
- 2）台地部の畑地については、担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に遊休農地の解消を進める。
- 3）なお、農家の高齢化と担い手不足が進行している現状を踏まえれば、耕作者を確保できなければ、遊休農地を復元しても解消には結びつかないため、農地中間管理事業や担い手の育成のための各種の農業振興策と連携して、遊休農地対策を進めるも

のとする。

4) 我孫子市農政課と密接に連携をとって、復元施策を積極的に活用する。

5) 相続等による遊休農地の発生の把握に努め、遊休農地になる前の対応を行う。

(3) 評価方法

単年度の評価については、「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

注：市内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法30条第1項の規定による利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 市内の農地面積 | 1, 220ha |
| ② 農地利用集積の現状 | 454ha |
| ③ 農地利用集積の目標面積（累積） | 47ha |

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- 1) 千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に、各改良区と連携して、担い手への農地の利用集積を進める。
- 2) 台地部の畑地については、担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に農地の利用集積を進める。
- 3) なお、農家の高齢化と担い手不足が進行している現状を踏まえれば、耕作者を確保できなければ、遊休農地を復元しても解消には結びつかないため、農地中間管理事業や担い手の育成のための各種の農業振興策と連携して、農地の利用集積を進めるものとする。
- 4) 我孫子市農政課と密接に連携をとって、地域計画の作成・見直しを行い、農地の利用集積を進める。

(3) 評価方法

単年度の評価については、「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

注：市内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 新規参入経営体の現状 | 24経営体 |
| ② 新規参入経営体の確保の目標（累積） | 30経営体 |

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- 1) 千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に、各改良区と連携して、担い手への農地の利用集積を進める。

- 2) 台地部の畑地については、担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に農地の利用集積を進める。
- 3) なお、農家の高齢化と担い手不足が進行している現状を踏まえれば、耕作者を確保できなければ、遊休農地を復元しても解消には結びつかないため、農地中間管理事業や担い手の育成のための各種の農業振興策と連携して、農地の利用集積を進めるものとする。
- 4) 我孫子市農政課と密接に連携をとって、地域計画の作成・見直しを行い、農地の利用集積を進める。

(3) 評価方法

単年度の評価については、「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。